

東 部 中 央

とう ぶ ちゅう おう

すみよい☀まちづくり

土地区画整理事業

平成11年1月14日発行 第9号

発行 白岡町役場都市整備課

白岡駅東部中央土地区画整理事務所

☎349-0217 白岡町大字小久喜1213-1

☎ 0480-93-6403

新年明けましておめでとうございます



皆様には、希望に満ちた新春をお迎えのことと心からお慶び申し上げます。

昨年は、本事業の基本となる仮換地案の提示をさせていただき、多くの方々のご理解をいただきましたこと、厚く御礼申し上げます。

さて、本年は事業計画に基づき、工事に着手する初年となる年であります。事業については、本紙をはじめ種々の方法でお知らせしてまいりますので、皆様におかれましては、本事業に対し、より一層のご支援ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

本年も、皆様のご健勝で、幸多い年でありますよう心からお祈り申し上げます。

仮換地案の供覧にご協力ありがとうございました

仮換地案の供覧（個別説明会）は、昨年の9月16日から約20日間の日程で、176世帯210名を超える権利者の皆様に面接して案の内容をご説明申し上げ、事業に対するご理解ご協力をお願いしてまいりました。

その結果、皆様からは、事業の早期完成を望むご意見や事業の必要性に異議を唱えるご意見、仮換地案に対するご要望など、多くの質問、意見、要望をいただきました。これらについては、昨年12月に開催した土地区画整理審議会において、その内容を報告しご意見をいただいたところであります。

皆様からいただきましたご意見ご要望は、今後の事業を進めていくうえでの課題としてまいりたいと存じます。

画地確定測量を実施します



仮換地案の供覧（個別説明会）の際にお知らせしました画地確定測量を、本年1月から3月にかけて実施いたしますので、皆様のご協力をお願いいたします。

この測量は、供覧の際に図面でお示ししました仮換地案の位置、形状、面積を確定させるために実施するもので、この成果をもとに仮換地指定書の作成等、仮換地指定の準備を行います。

測量にあたり、現在の境界の確認等が必要な場合は、事前に日程等をお知らせし、立会いをお願いする場合がありますので、ご協力をお願いいたします。

なお、仮換地案の位置が標示可能な場所については、現地に木杭等で標示しますが、土地の使用状況等により不都合と思われる場合は標示いたしませんのでご了承をお願いします（標示が必要なときは、土地区画整理事務所までご連絡ください）。

仮換地指定とは何ですか？



仮換地案は、仮換地指定という法的な手続きにより、はじめて換地予定地として決定されることになります。

仮換地指定は、家屋移転や道路工事等を行う前提条件となるものです。仮換地が指定された場合には、原則として、その効力発生の日から仮換地については使用収益することができるようになりますが、従前地については使用収益することができなくなります。

指定の時期及び区域については、工事手順等を踏まえ、皆様のご理解をいただきながら、区域を分けて、なるべく早い時期に決定し通知をさせていただきたいと考えております。

計画書の作成業務を実施しています

【事業変更計画書作成業務】

換地設計に伴い、公共施設面積や減歩率等の変更が生じました。当初策定した事業計画を変更するための法的な手続きを行います。この手続きに必要な図書が事業変更計画書です。

事業についてご不明な点がございましたら、土地区画整理事務所までお問い合わせください。



都市計画課からのお知らせ

《都市計画用途地域の変更・地区計画について》

白岡駅東部中央土地区画整理事務所が実施する土地区画整理事業にあわせて、町の都市計画課では、当該事業区域内の用途地域の変更及び地区計画の策定について事務を進めています。

今後、区域内の皆様へのアンケート調査や説明会を実施し、皆様のご意見を聞きながら進めてまいりますので、ご協力をお願いいたします。

